

在勤手当の検証結果

平成21年12月

外務省

1. 在勤手当点検の必要性(問題意識)

(1) 在勤手当に対する厳しい視線

- 外務省在外職員に支給される在勤手当に対しては、これまで主に以下のような指摘を受けてきた。
 - ・在勤手当は、そもそも必要なのか。
 - ・在勤手当は、制度として、客観性・透明性が十分に確保されているのか。
 - ・外交活動に必要な経費であれば、精算をすべきではないのか。
 - ・厳しい雇用環境に照らし支給額は妥当か。民間企業や他国外交官との比較を行っているか。

(2) 最近の経済状況を十分に踏まえる必要性

- 最近の我が国のデフレ傾向や、経済状況の悪化に伴い民間企業の平均賃金が低下したことを受け、例えば近年人事院は現状維持ないし減額の給与勧告を行っている例が多い。

平成12年 +0.12%	平成13年 +0.08%	平成14年 -2.03%	平成15年 -1.07%	平成16年 勧告なし
平成17年 -0.36%	平成18年 勧告なし	平成19年 +0.35%	平成20年 勧告なし	平成21年 -0.22%

(3) 在勤手当プロジェクトチームの立上げ

- 新政権発足を受け、外務省は、10月15日、概算要求を再提出。在勤手当に関しては、人件費コスト削減の観点から、前政権下で要求していた312億円を309億円に減額(諸手当総額から3億円(約1%)を減額)。
- その後、岡田外務大臣の指示に基づき、10月27日、武正副大臣・吉良政務官をメンバー、河相官房長を事務局長とする在勤手当プロジェクトチーム(PT)を立ち上げた。
- PTはこれまで随時会合を開催し、(イ)各種手当の実態把握、(ロ)民間企業や他国外交官との比較、(ハ)水準の妥当性、(ニ)今後の方向性、について検討し、以下の結論に達した

2. 手当の必要性と今後の改善の方向性(1)

(1) 在勤手当の必要性

(イ) 海外勤務・生活に伴う追加的経費の発生

●海外赴任時の生活の立上げ費用や物価水準が異なる海外で日本での生活水準を維持するための生計費の手当では不可欠。この点は民間企業も同様の対応。

●なお、在外職員には、国内諸手当のうち、地域手当、本府省業務調整手当、通勤手当、管理職手当、超過勤務手当、単身赴任手当等が支給されない(期末の賞与も減額。大卒後15年(一等書記官クラス)の職員で総計月額平均約12万円減額となる。)

(ロ) 海外生活の困難さ

●在外職員は我が国と異なる生活環境下で生活を営む。さらに、同伴家族も職員本人と同様に現地の生活環境に晒され、健康面、精神面、物質面の困難さに直面(在外公館の約2/3が途上国に存在)。

●民間企業でも、途上国勤務者には、「ハードシップ手当」として、国内給与に加えて一定の手当を支給することが一般的(民間調査*でも、すべての企業が何らかの形でハードシップ分を基本賃金に加算。)

*労務行政研究所による調査(労政時報第3738号(08.11.28))

(2) 外務人事審議会の役割

●在勤手当の客観性・透明性を向上させるために、法律に基づいて設置されている外人審の勧告機能を強化。

●具体的には、外人審は独自の調査機能を有していないことから、民間調査機関のデータを活用し勧告することを検討する。

2. 手当の必要性と今後の改善の方向性(2)

(3) 在勤基本手当及び配偶者手当

●在勤手当の支給水準について客観性を向上させるため、平成22年度予算で各地における生計費(住居費も含む)の調査を行い、結果を平成23年度予算以降の在勤基本手当及び配偶者手当に反映。

●平成22年度在勤手当予算については、既に10月15日の概算要求時点において8月要求時比で1%減額したが、高度特定勤務地の勤務・生活環境の厳しさや同地で勤務する若年層への配慮を行いつつ人件費総額を抑制するため、先進国で勤務する職員の在勤基本手当及び配偶者手当を一定程度減額するとともに、勤務・生活環境が改善した公館については特定勤務地加算額を引下げ。なお、特に勤務・生活環境が悪化した少数の公館は同加算額を引上げ。

(4) 住居手当

●住宅状況が改善している在外公館について住居手当の「限度額」を引き下げ、平成22年度予算以降、順次反映。

(5) 子女教育手当

●現行支給水準の適切性を検証。

●駐在国の教育事情や在外勤務を繰り返す人事ローテーションの関係で、やむを得ず多額の自己負担をしている事例を特定し、理由を分析。

3. その他

(1) 健康管理休暇

(イ) 基本的考え方

●生活・勤務環境の厳しい特定勤務地(現在124公館)に勤務する職員及び同伴扶養家族を対象に一定期間の勤務の後、定期的に年次有給休暇を利用して健康地での休暇取得を認め、肉体的・精神的な健康管理、健康診断、病気治療等を可能とさせることを目的。

- 支給する旅費は、基準都市(指定された近隣の健康地又は東京)までの往復航空賃。
- 航空賃の額: 基準都市へのエコノミークラス(合理的かつ最も経済的な割引エコノミークラスの額。直行便がなく経由地を経る必要がある場合は、合理的かつ最も経済的な経路)又は実際に支払う額のいずれか低い方。

(ロ) 水準の妥当性／今後の検証の方向性

- 先進各国、国際機関においても、概して同様の休暇制度を導入。
- 健康管理休暇の取得の必要性につき勤務・生活環境の厳しさに応じて検証し、それぞれの取得資格発生時期について見直しを行い、平成22年度予算に反映。
- 今般の会計検査院決算検査報告を踏まえた経済的な航空賃の利用の徹底。

(2) 現地補助員

(イ) 意義・仕組み

●現地職員は任国の事情や公用語等に極めて精通しており、職員が業務を遂行するために不可欠な役割を果たしている。具体的には、各種情報収集・調査、各種文書の作成・校正、一般事務等の補佐などの実務を担っている。

(ロ) 水準の妥当性／今後の検証の方向性

- 予算の制約もあり、過去数年間に亘り、多くの在外公館では、任国(地)の民間やG8他外国公館の給与水準に比べ我が方給与の方が低い水準に置いているのが実情。
- 平成22年度概算要求においては、前年度からの物価高にも関わらず、給与水準を据え置き。実質的には減額要求。